

安全の手引き

平成26年2月

在ルーマニア日本国大使館

はじめに

当大使館作成の「安全の手引き」を一部改訂いたしました。この冊子がルーマニアに滞在する皆様方に安全で楽しい生活を営んで頂けるための一助となれば幸いです。

当大使館では、この冊子が皆様のお役に立てる最良のものとなるべく、今後も改訂を重ねて行きますが、引き続きご意見、ご希望をお寄せ下さいますようお願いいたします。

目次

I	基本的な心構え	-----	1
II	防犯対策	-----	2
III	交通安全	-----	11
IV	テロ・誘拐・爆弾対策	-----	15
V	野犬対策	-----	16
VI	緊急連絡先	-----	17
VII	緊急事態への備えと対処要領	-----	20
VIII	緊急時のルーマニア語	-----	23

I 基本的な心構え

1 自分の身は自分で守る

「日本人は水と安全はタダだと思っている」と言われることがあります。

しかし、安全は誰かが確保してくれるものではありません。自分と家族の安全は自分達全員で守るという心構えが必要です。

「自分だけは大丈夫、無関係なこと」とは思わず、危険は常に隣り合わせという意識を持って下さい。

2 予防こそ最良の危機管理

事件事故に巻き込まれてからでは完全な被害回復は望めませんので、平素からの予防こそが最良の危機管理であることを念頭に置いて下さい。

ともすれば、自分自身や家族などに直接被害が及ばないと気も緩みがちになりますが、家を出る・車を降りる・買い物のため財布を取り出す等の日常生活のちょっとした場面で警戒意識を持つようにして下さい。

3 安全のための三原則

「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」

これは犯罪のターゲットにならないための基本原則であり、安全に生活するための三原則となります。

ルーマニアの文化、風俗、価値観を十分考慮した上で行動することが大切です。つまり「郷に入っては郷に従え」の精神が重要です。

★「目立たない」

日本人(外国人かつ東洋人)であること自体が目立つハンデとなっていますが、それに加えて華美な服装、装飾品(金ネックレス等)を付ける、高価なカメラ等の機器類を持ち歩く、生活苦等により物乞いをする人達(中には、生きていくために犯罪を犯す人達も含まれています。)を異端視する、といった行動や態度をとらないなど、犯罪者のターゲットにならないよう注意して下さい。

★「行動を予知されない」

通勤、通学、買物等での外出時の時間、経路、交通手段等の行動がパターン化することは、強窃盗犯罪等を企図する犯罪者のみならず、テロリストなどの犯行計画を容易にするものです。

経路や時間が毎日一定している方(特にその時間帯が人通りの少ない早朝や深夜に該当する方)は、今からでも意識して毎日少し変えてみることをお勧めします。

また、経路の選定に当たっては、裏通りと呼ばれるような場所は避け、人通りの多い経路を選定して下さい。

★「用心を怠らない」

何事も初めのうちは緊張して用心をするものですが、時間(滞在期間)が経過するにつれ、緊張感が薄れ、今まで外出しなかったような時間帯(夜間、深夜)に外出したり、

今まで立ち寄りなかったような場所（盛り場付近・暗がり等）に立ち寄るようになるなど行動範囲も広がるものです。

「まさか自分が…」というような安易な気持ちから、思わぬ場所、思わぬ事で犯罪被害者となることがありますので、十分に注意し用心を怠らないようにして下さい。

II 防犯対策

1 一般的犯罪発生状況

近年ルーマニアでは経済格差の拡大及び景気の低迷による雇用情勢の悪化等から治安情勢の悪化が懸念され、殺人等の凶悪犯罪やスリ、ひったくり、置き引き、車上狙い、自動車盗等の他人の財産窃取を目的とした路上犯罪が目立っています。

こうした中、ルーマニア警察庁の発表によると、2013年の犯罪発生件数は、国民の安全を確保するために路上犯罪対策や組織犯罪対策を徹底した結果、2012年比4.6%減少の約66万件となり、2年連続での減少となりました。中でも殺人や強盗などの凶悪事件を含め、日常生活の身近で起きうる路上犯罪が減少したとのことです。

このようにルーマニアの犯罪情勢に好転の兆しが見られますが、人口から見た犯罪被害率は約3%であり、日本での同犯罪被害率が1%強であることを考えれば、ルーマニアで被害に遭う割合は日本の約3倍といえます。

2 日本人の被害例

2013年当館で把握した邦人犯罪被害件数については5件でした。

また、これまでの邦人犯罪被害の内訳としてスリ被害が最も多く発生しておりますが、殺人や強盗傷害事件といった凶悪事件も発生しております。

その他過去の邦人犯罪被害としては置き引き、車上ねらい、侵入盗、法外な料金を請求するいわゆるぼったくりタクシー被害など金品を狙った被害が多く発生しています。

- (1) 最近の凶悪犯罪事例として2012年8月、日本からヘンリ・コアンダ国際空港に到着した邦人女性が、同空港において親切心を装ったルーマニア人男性に声をかけられ一緒にタクシーに乗車し、その後、殺害されるという残虐な犯罪が発生しました。

さらに、同年12月には旅行者に対する強盗傷害事件が発生しています。この強盗傷害事件は、深夜ヘンリ・コアンダ国際空港に到着した邦人旅行者が、バスでブカレスト市内のノルド駅に移動しホテルを探していると、現地人風の男女3名から道案内をすると声をかけられ、暗がりへ誘い込まれて現金を出すよう脅されましたがこれを拒否したところ、殴る蹴るの暴行を受け貴重品及び現金を強奪されたものです。

- (2) 多発するスリ被害としては、邦人旅行者が日中列車内で居眠りしていたところ、座席横に置いていたバック内からパスポート等貴重品が盗まれたり、夜間地下鉄駅階段を下り改札に向かっていった際、後方から近づいてきた賊に肩にかけていたバックの中から財布をすられるといった被害が確認されています。

- (3) 置き引き被害では、邦人旅行者が国外から列車でノルド駅に到着し、駅構外の路上に荷物を置いて周辺を写真撮影していた際、現地人風の若者が駆け足で近づいて来て、

置いてあった小型バックを窃取され逃走されたという事件が発生しています。

- (4) スリ、置き引きの他に多い犯罪は、空港やノルド駅付近で乗車したタクシーから不当に高額な料金を要求されるといういわゆるぼったくりタクシーの被害です。

駅での被害者のほとんどは国外から列車でルーマニアに入国した邦人旅行者で、ノルド駅で下車した際に駅構内で現地人風の男や男女のグループから声を掛けられています。その際、犯行グループは「ここはジプシーがたくさんいて危ないから、安全な所まで案内しよう。」などと親切心を装って話しかけ、待機している仲間のタクシー等に旅行者を誘導し、目的地に到着すると高額な料金の支払いを要求するという手口です。

また、空港でも「タクシーを探しているのか」などと親切心を装い上記と同じような手法によりタクシーに乗せて、結果的に高額な料金の支払いを要求された被害が確認されています。

3 犯罪被害場所及び時間帯等

- (1) 犯罪多発地域・場所

地域的には都市部で犯罪が多発しており、繁華街に限らず、あらゆる場所で犯罪が発生しています。特にヘンリ・コアンダ国際空港や駅（ノルド駅等）、ブカレスト市をはじめとする大都市の夜間帯における一流ホテル周辺（路上等）、レストラン、公共機関内（バス、路面電車等）及び観光名所等において注意が必要です。

また、最近ではブカレスト市内のロマーナ広場、ウニレイ広場周辺といった中心部において、若者グループが観光客等を狙って取り囲み、ネックレスなどの貴重品を引きちぎり窃取していくといった強盗事件のほか、スリやひったくりも散見されます。

なお、こうした状況からブカレスト市警察では公共交通機関や繁華街での警察力を高めるため、2013年輸送交通警察隊のほか旧市街地区に警察署を新設しました。

- (2) 被害時間

犯罪は昼夜を問わず発生していますが、特に夜間、深夜帯になると手口も荒くなるため、複数人でいても安心せず、また、犯行の機会を窺いながら後をつける者がいないかなど注意する必要があります。

4 防犯対策

- (1) 外出時の安全対策

ア 在留邦人、及び邦人旅行者の空港等における留意事項

ルーマニアを訪れる旅行者の皆様等にあっては、より安心かつ安全で快適な旅行とするためにも、ルーマニアに居住する知人に空港まで出迎えを依頼したり、旅行会社の空港送迎サービスを活用されることを強くお勧めします。

ただ、やむを得ずタクシーを利用される場合は以下の点に十分注意してください。

- 犯罪被害に巻き込まれないためにもタクシー乗車の際は、親切を装って近づいてくる不審者等に声をかけられても安易に乗車することは絶対に避けてください。
- ヘンリ・コアンダ国際空港では到着ロビー出口前に正規のタクシー乗り場がありますので、ここからタクシーに乗車して下さい。

- ヘンリ・コアンダ国際空港には到着ロビー脇に、また、ノルド駅には正面メーンゲート（南東側出入口）手前に、登録業者のタクシーを呼び出すことができるタッチパネル式機械がそれぞれ設置されており、同機械を利用することで白タクへの乗車を回避できます（利用方法の詳細等については大使館ホームページの「タクシー乗車時等の注意喚起」をご覧ください）。
- ブカレスト市周辺及び空港のタクシーであれば、運転席と助手席のドアに1 kmあたりの値段が表示されていますので乗車の前に必ず値段を確認してください（2014年2月現在、ブカレスト市内のタクシー及びヘンリ・コアンダ国際空港からのタクシーは1 kmあたり約1.4レイ～約3.5レイ。1レイ＝約31円）。
- さらに、ブカレスト市内でのタクシー乗車の際は、比較的安心できるタクシー会社（MERIDIAN, COBALCESCU, LEONE, SPEED, TAXI 2000等）以外は利用しないことが賢明です。

イ 犯罪に遭わないための一般的留意事項

○ ターゲットにならない

犯罪者は犯行前からターゲットを絞り行動を密かに観察しているのが一般的です。観光名所等で地図やガイドブックに集中していたり、考え事をしてぼんやりしていたり、華やかな装身具を身につけたり、大金を持っていると推測させるような行動をとったりしないよう心掛けましょう。

時々周囲に気を配り、隙を見せないことが重要です（不審な人物に気づいた段階でその人物の方向を見ながら、携帯電話をかけている様子を見せることにより、相手の犯意を喪失させることも予防策の一つです）。

○ 犯罪多発地域には近づかない

特にブカレスト・ノルド駅周辺は、ガイドブック等で安価な宿を紹介しているため旅行者が集まり、それをターゲットにする犯罪者も多くいます。そのような場所に行く場合は自身の警戒のレベルを高めて下さい。

○ 一人歩きは避ける

複数であれば安全という訳ではありませんが、各個人が注意すれば被害に遭う可能性は低くなりますので、なるべく一人歩きは避けて下さい。

○ 夜間の外出を控える

夜間には犯行も大胆になったり手口も荒っぽくなるので、特別な用件がない限り夜間の外出は控えて下さい。また、出来る限り車両を利用するなど徒歩での外出はなるべく避けて下さい。

○ 所持金の分散化

犯罪者は犯行後できるだけ早く現場から逃げようとするので、現金等の貴重品は、着衣のファスナー、ポタンの付いた複数のポケットに分散して収納し、犯行に遭遇しても、被害を最小限に止められるように平素から工夫して下さい。

○ **凶器を示されたら抵抗せずにその場から離脱**

銃・ナイフ等の刃物を相手が所持していたら抵抗は絶対にやめて下さい（もちろん銃・ナイフ等の刃物の存在が明らかでない場合も、抵抗することなく、その場から離脱することを第一として考えて下さい）。

犯人自身興奮している場合が多く、何をするか判りません（銃・ナイフ等の刃物を隠し持っている可能性があります）。

ご自分の身の安全を確保することが最優先です。

○ **二次被害の防止（犯人を追わないこと）**

過去に、在留邦人の方がバス車中でスリに遭い、犯行に気付いてバスから降車し犯人を追いかけたところ、犯人から突然催涙スプレーを噴射されたという事例、被害品を取り返そうとして追いかけて、その後、犯人ともみ合いとなり隠し持っていたナイフで足を刺されたという事例等、二次被害を受けた事例がありました。

この事例では幸いにも生命に別状はありませんでしたが、犯人が銃・ナイフ等の刃物を隠し持っていたり、さらには、共犯者が周辺にいたりする場合に誘い込まれる可能性もあり危険ですので、絶対に犯人を追うことはしないで下さい。

ウ 被害の多い金品を狙った犯罪等に対する留意事項

邦人の被害が多いスリ、置き引き、車上ねらい等を中心に被害に遭わないための方策を列挙しましたので参考として下さい。

○ **親しげに声を掛けられたときから警戒態勢を保持し、相手にせず現場離脱**

知らない人物から道を尋ねられたり、こちらが困っている状況でもないのに、助ける振りをして声を掛けられたら要注意です。

声を掛けてきた人物が、偽警察官やぼったくりタクシーの共犯者の可能性がありますので、まともに対応することはやめましょう。

声を掛けられても立ち止まらないことです。それでも執拗に追いつがってくるようであれば、大きな声で周りに助けを求め、携帯電話を利用した対処方法を実践して下さい（また、進行方向で仲間が待ち伏せしている可能性がありますので、反対方向に引き返すことも検討して下さい）。

○ **用件を済ませ建物から出る際には要注意**

用件を済ませて建物から出てきた時に不意を突かれ、ひったくり等に遭ったというケースをよく耳にします。銀行等が入っているビルから出る際には特に注意し、所持品をしっかりと腕に抱え込むなどして周囲に注意を払う癖を付けると良いでしょう。

○ **背負うバッグ等には貴重品を入れない**

レジ等で順番待ちの列に並んでいるときに、刃物で背負っているバッグ等を切り裂かれたりして、在中金品を抜き取られたという事例があります。

背後等から圧力を感じたら、その時点で犯行に着手されている可能性がありますので、すぐにその場から離脱して下さい。また、基本的には背負っているバッグ等

に貴重品を入れるのは止めて下さい。

○ **自動車内に物を放置しない**

自動車を駐車する際は、シート上やコンソール・ボックス等、車外から見える場所にバッグ、カメラ、パソコン等を放置しないようにしましょう（犯罪者達に犯意を起こさせる原因となります）。

また、信号で停車中の車両の助手席の窓ガラスが割られ、助手席に置いてあったバッグが盗まれるという事件も発生しています。したがって、走行中であっても、一見して見える場所にバッグ等の被害品となり得る物を置かないようお勧めします。

○ **ひったくり・スリに遭った場合、犯人を追うことなく大声をだして周りに伝える**

犯行直後に被害に気付いた場合で、犯人が明らかな場合でも追いかけないようにして下さい。犯人も興奮しているうえ単独と思えるものでも複数による犯行の場合も多いことから、路地等に誘い込まれて危害を加えられたり、思わぬ所から共犯者が現れることがあります。

したがって、すぐに被害に気づき犯人が逃走したとしても追跡することなく、周辺にいる人達に被害に遭った旨伝えて下さい。

○ **バス・電車等の混雑する乗物の乗車を控える**

混雑するバス、路面電車、地下鉄（地下鉄は警備員が警戒しているので、やや安全と言えますが）は、乗降口で複数の犯人達が獲物を待って口を開けている状態と言っても過言ではありません。高いレベルでの警戒心が必要です。

犯人達は容易に貴方を囲める状況にあります。バッグを胸や腹部に抱えていても犯人達は混雑を利用し刃物で鞆を巧妙に切り裂き財布等を抜き盗ってしまいます。

乗ろうとしたバスが混雑していれば、次のバスまで待つ、あるいは交通経路及び手段を再考する等のゆとりが必要です。

○ **催し物等の混雑する場所の出入り時に注意**

バスや電車の中においてもそうですが、混雑する場所に入入りする際、数人に囲まれるような状況や他人から触られる、押される等の状況があった時には、スリの犯行に着手されている可能性があり、気付いた時には既に何か抜き盗られてしまい、遅きに失してしまうことがあります。そういった状況下では出来る限り人がいなくなってから立ち入る余裕を持って下さい。

もちろんその際は現金等の入ったバック等は胸に抱えるようにして持つよう心掛けて下さい。

○ **偽警察官に遭遇したら、早期現場離脱**

当地において偽警察官の被害はあまり見られなくなりましたが、他のヨーロッパ諸国ではいまだ偽警察官被害が散見されており、安心はできません。

本物の警察官は路上での職務質問や所持品検査等はいりません。そのような要求があった場合は立ち止まらず、対応せずに日本大使館でなら(旅券や財布などを)見せてもよい等と告げ、その後は相手にせず無視する等して、その場を速やかに離れ

ることが重要です。

それでも執拗に声を掛けて来たり、腕等をつかむような行為にでるようであれば声を出して助けを求めたり、その場で警察（112）に電話する（警察に架けると告げジェスチャーで家族等に電話するだけでも可、また、偽装警察官が近づく前に一般人を装った人物が声を掛けてくることが多いため、その段階で携帯電話を利用することも効果的）ことも有効です。

エ 反政府集会・抗議デモに関する注意

2012年初めに政府の緊縮政策に反対する集会や抗議デモがルーマニア国内の各地で起こり、警察とデモ隊の衝突により負傷者が出る事態も発生しました。

2013年にはブカレストにおいて国鉄民営化に反対する鉄道職員によるデモや賃上げ等を求める教員によるデモ等が行われたほか、9月頃からはルーマニア西部・ロシアモンタナでの金鉱山開発をめぐる抗議デモが国内各地で行われています。こうした活動はfacebookなどのソーシャルネットワークサービス等を通じた呼びかけがきっかけとなり、一気に盛り上がりを見せる傾向にあることから、今後も人々に不満を抱かせる社会問題の発現により各地で反政府集会や抗議デモが行われるものと推察されます。

このため、報道等によりこの種の動向に関する最新の情報入手に心掛けるとともに、反政府集会や抗議デモの発生（政府機関の庁舎や広場周辺等で行われる可能性が高い）を認知した際は、その場に近づくことなく直ちに退避し身の安全を確保してください。

また、大使館に対する抗議活動として、2012年9月に尖閣諸島を巡り在留中国人が、2013年2月には日本のイルカ漁に反対する動物愛護団体がそれぞれ大使館付近に集まり行われましたが、いずれも平穏に行われ物的及び人的な被害はありませんでした。大使館ではこうした不測の事態に備え、治安当局と連携しながら必要な治安情報の入手に努め、具体的な脅威情報に接した場合には、直ちに当館ホームページ等を通じ皆様方にお知らせしますので、皆様方によっては日頃から大使館の安全情報をご確認ください。

(2) 住居の防犯対策

ア 住居の選定及び防犯設備等の留意事項

日本では工具で錠前をこじ開ける「ピッキング」、「サムターン回し」と言われる侵入盗被害が相変わらず発生しています。

日本より堅牢なドアや錠前も少ない当地では、なおさら自分と家族の安全はまず自分達全員で守る心構えが必要です。「予防」こそが最良の危機管理であることを肝に銘じ、必要な努力及び経費を惜しんではなりません。その結果、何事もなく家族全員が安全な生活を送れば、十分な価値のある投資であったと考えられます。

住居を選ぶときは安全面も重視し、慎重に物件を調査して安易に妥協しないことが大切です。

- 集合住宅か独立家屋か（防犯対策上、集合住宅で3階以上が比較的に安全）
- 立地条件（周辺の治安状況（周辺に警戒を要する政府関係施設、大使館等が存在するか）、通勤・買い物等の安全なルートの確保等）

- 建物構造・設備（管理人，侵入の難易度，来訪者の確認方法，照明，屋内駐車場等。なお，ルーマニアは，ヨーロッパでは珍しい地震国であり，しっかりした構造や耐震構造を持つ新しい物件を選ぶ）
- 居室（鉄扉，二重錠，ドア・スコープ，インターフォン，窓鉄格子，照明，警報装置）
- 民間警備員の有無（入口等にガードマンがいるか。場所によっては，付近に治安警備隊員の配置がある場合もあります。）
- 所有者・管理人等の信頼性（防犯のための協力が得られるか）
満足できる住居を選ぶことは難しいことですが，安全対策について平素から点検，検討し，不十分な箇所はその都度改善する必要があります。そのためには，所有者・管理人の理解と協力が必要になります。

イ 住居生活面での防犯対策

（ア）訪問者に対する注意

- ドアスコープやインターフォンで訪問者の身元を確認する。身元が判らない場合は，ドアを不用意に開けてはいけません。
相手がルーマニア語だけで話す場合（理解できない場合）は，使用人に対応させることも一つの方法です。
- セールスマン等については対応せず，集金人については支障がなければ職場に來させるようにするのでも一つの方法です。
工事・点検等称するものについては，管理人等から事前に連絡がなければ，電話で家主に確認をとることが必要です。
- チェーン錠があるからといって，安易にドアを開けると危険です。
強盗目的（押し入り）の賊であれば，事前に用意している工具で簡単にチェーンを切断されてしまいます。不用意にドアを開けないことが得策です。

（イ）使用人に対する注意

- 使用人の雇用は信頼できる筋（在留邦人等）から紹介を受けるのが一番です。
- 事前面接を行うほか，候補者の経歴，家族構成，家庭環境，財産状況などの情報を得ておくことも重要です。
- 家族同様しっかりした安全対策の心構えを植え付けておくことが必要です（来訪者への警戒，電話対応時の注意，家人不在時の問い合わせへの対応要領等）。
- 家人不在時の緊急連絡先は教えても，詳細な行動予定を伝える必要はありません。
- 隙を見せず，貴重品や現金を放置しないようにして下さい（犯意を起こさせてしまう結果ともなりかねません）。また，貴重品等を置いた主寝室には立ち入らせないことも一つの方法です。
- プライドを傷つけたり，恨みを買うような言動や行為をしないで下さい。
- 使用人の言動，態度，心情の変化などにも注意して下さい。
- 給料の前借りをする使用人には注意して下さい（いかなる理由でも断ることが大事です）。
- 公私のけじめをつけさせるほか，待遇，解雇条件等について明確にしておくことも重要です。

(ウ) 家族の安全と協力

- 家族の安全は家族全員が協力して守るという心掛けが必要です。
- 家族に対して、日頃から安全に関する教育（本紙等を参考として下さい。）を徹底しておくとともに、家族での話し合いの機会を定期的に設けて下さい。
- 子供が遊ぶときは常に親等が側にいて目を離さないで下さい。
- 家族各々が全員の行動、居場所を常に把握し、必要なときに連絡が取り合えるようにしておきましょう。

(エ) 貴重品の保管場所

- 貴重品は一か所に保管しようとせず、比較的見つかり難い複数の場所に保管することが妥当と思われます（自宅だけでなく会社の鍵のかかる場所等も保管場所の候補と考えられます）。
- 面倒ですが、多額の現金の保管は避け、必要とされる分だけその都度、銀行から引き出すのが無難と思われます。

(オ) 外出時、長期旅行時の注意事項

- 言うまでもなく外出する際は、戸締まり、火の元を再度確認し、ドアスコープなどにより、周囲の状況、安全性を確認してから扉を開けるよう習慣づけ、帰宅時も開錠されていないかなど異常の有無を確認します。
- 仮にドアが開錠されたりしていた場合は、安易に室内に入ることなく、管理者を呼ぶ、近隣に居住する友人を呼ぶ、状況によっては警察に通報する等して、単独又は家族だけの対応は絶対にしないで下さい。
- 自宅内にセンサーを取り付け、異常があった場合に保安要員が駆けつけるシステムを信用できる警備会社と契約することも一つの方法です。
- 長期不在にする場合は、自宅の鍵を信頼できる知人等に預け、
 - ・ 郵便物が溜まらないよう処理してもらう。
 - ・ 時々自宅内の様子を点検してもらう。
 - ・ 夜点灯したり、昼カーテンを開けてもらったりする。など留守宅でないように見せかけるのも効果的です。

(カ) 鍵

- 鍵はむやみにメイド等の使用人に所持させることは危険です（メイドに所持させる場合でも、全ての鍵を渡さず、ダブルロックのうち一つだけの鍵を渡すことをお勧めします）。
- 当地の即席合鍵屋で複製できない錠前を取り付けるのも良いでしょう。
- 入居時には、玄関扉などの重要な錠は新たに付け替えるぐらいの用心が必要です。
- 鍵を紛失した場合は、経費を惜しまず錠前を交換することをお勧めします。
- 錠前の取り付けは信頼できる業者に依頼し、予備鍵を作る場合でも必要数以上作らず、また、必ず自分で業者に出向いて作成して下さい。

5 犯罪被害に遭ってしまったときの措置

犯罪被害に遭われた場合には、次の措置をとって下さい。

なお、お手数をおかけしますが、大使館にも被害の申告をして頂くようお願い致します。大使館では、被害の届出をもとにルーマニア当局にパトロールの強化を依頼したり、手口等を分析し今後の皆様の防犯のお役に立てるよう情報を還元しています。

未遂で済んだ場合や財産的実害がなかった場合でも、犯罪に遭われた場合には情報をお寄せ下さるようお願い致します。

(1) 犯罪被害に遭われた場合の一般的措置

ア 警察への通報

まず近くの警察署に届け出て下さい。管轄する警察署がわからない場合でも「112番」に電話すれば教えてくれます。

英語が通じない場合もありますので、使用人や運転手等に電話を掛けてもらうなどして助けてもらうのも良いでしょう。

イ 指紋、犯人の遺留品の保全

空き巣被害などは、犯人に結びつく指紋等が残っている場合がありますので、むやみに現場に立ち入る、物を動かす等することのないようにして下さい。

ウ 被害に遭ったクレジットカードの会社等への連絡

「Ⅵ 緊急連絡先等」の電話番号を参照のうえ、クレジットカード会社に被害に遭った旨連絡して下さい。

エ 大使館への被害の連絡

「Ⅵ 緊急連絡先等」の電話番号を参照のうえ、被害状況等について当大使館にも連絡をお願いします。

オ 旅券等の再発給

日本旅券が盗まれた場合には、当大使館で再発給の申請をして下さい。

この際、警察署の発行する被害届の証明書が必要となりますので、あらかじめ管轄警察署で証明書の発行を受けておく必要があります。また、日本から戸籍謄本を取り寄せる必要もあります。

当国政府発行の各種身分証の場合も、再発給に際して警察署からの証明書が必要となることもありますので、事前に発行元への確認が必要です。

カ 警察署での被害証明の発行申請

何らかの被害に遭われ保険等の請求をされる場合は、上記同様、警察署からの被害届証明書の発行を受ける必要があります。

なお、警察は明らかに犯罪による被害であると認定しない限り、証明書を発行しないのが原則のようです。

例えば旅券と現金が被害に遭った場合、警察で発行するのは旅券のみの被害届証明書の発行になることがあります。

(2) 犯人につながる情報の記録と通報

犯罪被害にあった場合は、犯人の人相・着衣や自動車のナンバーをメモしておくことが重要です。警察に届け出る際に活用でき、被害品が回復されることもあります。これまでに以下のような事例がありました。

- 邦人旅行者が警察にストリートチルドレンによるひったくり、傷害被害を届け出た後、警察から写真帳を見せられ、その中に犯人に酷似した人物がいたので指示したところ、数日後に犯人が検挙され被害品が返還された。
- メモした犯行時使用車両のナンバーから犯人が判明し、被害品が返還された。

Ⅲ 交通安全

1 交通事情

ルーマニアでの2013年の交通事故死亡者数は前年比約9%減少の1,859人であり、ピークであった2008年の3,065人と比較すると大幅に減少しております。しかし、人口比から見た交通死亡事故発生率は日本の2.5倍以上であり、交通事故に巻き込まれないよう十分な注意が必要です。

ルーマニア全体、特にブカレストで年々車両台数が増加している中、車両の速度違反のほか、車だけでなく歩行者にも過失がある交差点での交通事故件数も増大しています。

また、日本の道路交通法規のような詳細な規定がなく、運転マナーも悪い、道路標識が少ない、停止線など道路標示も薄くて見えない等交通事情は極めて劣悪です。

道路自体も徐々に良くなってきていますが、道路に穴が開いているなど舗装状況も悪く、道路交通を取り巻く環境はまだまだ整備が不十分です。

歩行中でも自動車事故に巻き込まれる可能性も十分ありますので注意が必要です。

以下、当地の交通状況の危険な点をいくつか挙げさせていただきます。自動車を運転される際、また、自転車・歩行者として通行される際の安全対策にお役立て下さい。

(1) 防犯措置・事前準備・心構え

- 飲酒運転は絶対にしない。
- 出発する前にタイヤのパンクなど異常の有無を確認する。
- 走行中は窓を閉め、ドアをロックすること。シートベルトは後部座席者も忘れずに。
- 雇用する運転手による交通事故にも注意が必要です。運転手を雇用する際には、試験期間をおくなどして、運転技術、運転時の性格等を把握し雇用すること。また、正規雇用後も他の一般ドライバーと同様の交通ルールを無視した運転をさせないよう日頃から安全運転の指導をすること。
- 運転手については、運転のみならず、ボディーガードという認識を持たせること。

(2) 自動車走行時の注意事項

- 先行する低速運転の車を回避したり追い越したりする際は、後方の車もこちらの進路や意思に関係なく追い越しをかけてくるので、特に注意が必要。
- 直進優先を守らないドライバーが多い。
- 歩行者優先が徹底されているため、大通りで、かつ信号が青でも先行車が歩行者を渡らせるため急停止することがある。

- 交通信号を無視し、また、横断歩道がない道路を横断する歩行者がいる。
- 暗色系の衣服を着た通行人が多く、特に冬季・降雨時及び夜間は視認が難しい。
- 信号機の故障が多い。また、信号機が道路端の低い位置にあり見落としやすい。
- 車線が明確でなく、時には片側が2車線、3車線となったりする（路面電車の線路上を平気で走行する車両も多い）。
- 道路の陥没及び段差が多い。また、当地のドライバーは、それを避けるため急に進路変更したり、急激に減速して徐行したりする。
- 直ぐに回避行動がとれるよう走行時・停車時を問わず車間距離を十分に保つ。
- 石畳の道路では、降雨時・降雪時非常にスリップしやすい。
- 運転者だけでなく同乗者も周囲の状況に注意を払う。

(3) 駐車・乗降時の注意事項

- 駐車する場合、通行人がいない場所、人気のない場所等はできるだけ避けること。
- 駐車中・運転中を問わず、貴重品・バッグ・書類等を外から見える場所に置かない。
- 乗降時に狙われる危険性が高いため、乗り降りの際は周囲の安全を確認する。

(4) 歩行者・自転車として通行時の注意事項

- 歩行者と接触しそうな間隔でも停止しない車両がある。
- 路上・歩道駐車が多く、時には歩道を通行できずに車道を歩行者が通行しなければならないことがある（子供を連れている際は特に注意が必要）。

2 交通事故時の措置

不幸にして交通事故を起こしてしまったら、以下のように対処して下さい。

(1) 軽微な事故（物損事故）の場合

管轄する警察の事故処理事務所等に当事者双方で出向きます。そこで書類を作成して、警察官がいずれの当事者に事故責任があるのかを判断し、車両の「修理許可書」が発給されます。

この際、事情聴取等の時間はそれほど長くありませんが、順番待ちの時間が非常に長いようですので、事故後当日のスケジュール調整等にはご配慮下さい。

また、ルーマニアにも強制保険があり、事故責任がある当事者の保険で相手方の修理費用を支払うこととなります。場合によって反則金を科せられたり、運転免許の停止や取消し措置を受けることもあります。なお、日本のように交通安全の講習を受講すれば免許停止期間が短縮されることはありません。

(2) 人身事故の場合

道路交通に重大な障害を与えず二次災害の発生のおそれがない状況であれば、車両を移動させずに112番(警察)に通報し警察官が現場に到着するまで待って下さい。

なお、救急車が必要な場合、事故当事者が責任を持って呼ばなければなりません(警察と同様112番)。

警察官到着後は、現場の警察官の指示に従って下さい。

(3) 交通事故の場合の連絡先等

ア ブカレスト市内での物損事故の場合

後述 エ 参照。

なお、人身事故の場合は112番へ電話してください。

イ ブカレスト市外の地方都市における交通事故の場合

ブカレスト市外については、同市内の場合と異なり各地方都市を管轄する警察署で処理することとなります。

(ア) 負傷者がいる場合や車両が自走不能なまでに破損した事故の場合は、112番へ電話して指示を仰ぐ。

(イ) 物損のみの場合は、各地方都市の警察署に出頭して処理を受ける。おおむね各都市ともその中心地に行けば「POLITIA」の表示が出ている。

ウ 高速道路上の交通事故の場合

管轄は高速道路警察となりますが、ここでの事故の場合はすべて112番に電話を掛け、先方の指示に従ってください。

エ 手続・持参物・ブカレスト市内における物損事故の場合の連絡先及び出頭先

(ア) ブカレスト交通警察事故処理事務所 (Biroul Pentru Accidente Usoare) について

ブカレスト交通警察事故処理事務所は、原則ブカレスト市内の6つの区（セクター）毎に設置されており、管轄区内で発生した物損交通事故を処理するための事務所で24時間対応しています。

なお、原則交通事故を起こした者は、両者とも24時間以内に交通警察事故処理事務所に出頭しなければなりません。

これを怠ると、事故証明書（自動車修理許可書）の発給が受けられないほか（こうなった場合、ルーマニアでは、保険支払いで修理することができなくなる）、罰則の適用を受けることがあります。

(イ) 交通事故処理事務所へ持参する物

- ・ 事故車両
- ・ パスポート、またはIDカード
- ・ ルーマニア政府発行の運転免許証、または国際運転免許証
- ・ 自動車登録証明書 (CERTIFICAT DE INMATRICULARE)
- ・ 強制保険証
- ・ （加入していれば）任意保険証またはそのコピー

(ロ) 交通事故処理事務所における事故処理のおおまかな内容

- ・ 警察官へ事故状況の報告
 - ※ 飲酒検知検査（多くの場合呼気によるもの）を受けることも予想されます。
- ・ 事故車両の確認
- ・ 警察官による事故報告書（ルーマニア語書式）の作成

(I) その他

・ 任意保険への加入

強制保険は、第一当事者（加害者）から第二当事者（被害者）に対し、修理等に要する費用が支払われる保険です。このため第一当事者になった場合は自車の修理費用は支払われないため、当地の自動車任意保険に加入しておくことをお勧めします。

・ 軽微な交通事故にかかる示談制度

当地の交通法規では、物的損害のみの軽微な事故で、事故加害者が責任を認めかつ、有効な強制保険に加入しており、双方の運転者が異論なく示談書に必要な事項を記入し署名が得られた場合等においては、示談書を保険会社に提出するだけで、警察への届出を要しないことが認められています。

ただし、後刻相手方から異議を唱えられた場合等は警察から召喚状が送付されることがあったり、また、相手方が飲酒事実を隠蔽するためこの示談に応じる場合があるなど、後に問題が発生する可能性もあります。

(オ) ブカレスト交通警察事故処理事務所 (Biroul Pentru Accidente Usoare) の所在地等

○ 第1区交通事故処理事務所

管轄 : 第1区（大学広場を中心に、概ね10時～12時の方向）

所在地 : Centrul de Daune Omniasig Bucuresti, Calea Grivitei nr. 35
5-357

電話 : 021-323-3030（※第1区～第6区まで共通）

（内線 : 22176, 22190）

○ 第2区交通事故処理事務所

管轄 : 第2区（大学広場を中心に概ね12時～3時の方向）

所在地 : Pantelimon nr. 450

電話 : 021-323-3030（内線 : 28940, 22247）

○ 第3区交通事故処理事務所

管轄 : 第3区（大学広場を中心に概ね3時～4時半の方向）

所在地 : Calea Vitan nr. 242

電話 : 021-323-3030（内線 : 22151）

○ 第4区・第5区交通事故処理事務所

管轄 : 第4区, 第5区（大学広場を中心に概ね4時半～8時の方向）

※ 議会宮殿及び大統領府付近は大学広場から9時の方向であるが、ここに含む。

所在地 : Str.Splaiul Unirii nr. 311 (Nissan Auto Cobalcescu社内)

電話 : 021-323-3030（内線 : 22807, 22831）

○ 第6区交通事故処理事務所

管轄 : 第6区（大学広場を中心に概ね8時～10時の方向。但し、議会宮殿及び大統領府付近は含まない）

所在地： Bd. Iuliu Maniu nr. 594

電話： 021-323-3030（内線：25437, 22253）

IV テロ・誘拐・爆弾対策

ルーマニアでは、政治思想的背景を持った固有のテロ組織は存在しておらず、また、アル・カーイダ組織メンバー等のテロリストの存在、及び潜入を示唆する具体的な情報はありませぬ。しかし、ルーマニア政府は米国等によるテロ対策への支持を鮮明にし、アフガニスタンへの支援等を行っており、また、米国のミサイル防衛システム配備の一端を担う迎撃ミサイルの配備受け入れを決定し、2011年にはルーマニア・米国二国間協定を発効したこと等から、ルーマニアがイスラム過激派組織等の攻撃目標となる可能性は十二分にあります。

こうした中、2012年7月のブルガリアでのイスラエル人観光客に対する爆弾テロ事件や2013年1月のルーマニア人犠牲者も出したアルジェリアでの人質テロ事件の発生もあり、関係当局は国内におけるテロの脅威が高まっていると分析・発表しています。

このため、関係当局は国内でテロの危険性が確認されれば容疑者に対し国外退去処分のほか、入国禁止措置をとるなどし、徹底した国際テロ対策に取り組んでいます。

また営利誘拐については、報じられている範囲では当国での発生はあまりありませんが、一般的にルーマニア人は日本人を金持ちであると認識しており、営利誘拐のターゲットとなる危険性は低いとは言えません。

このような事件の発生に備え、まずは「自分の身は自分で守る」ことを意識し、日常生活での注意等を怠ることのないように心掛けることが重要です。

1 情報の収集

2013年にはアルジェリアでの人質テロ事件のほかボストン爆弾テロ事件、ケニア・ナイロビ高級ショッピングモール襲撃テロ事件など、世界を震撼させるイスラム過激派等によるテロ事件が発生しました。

他方で、2011年に発生したノルウェー連続テロ事件で見られるように所謂イスラム過激派組織によるものではなく、対極にある反イスラムの排外主義者による、多数の一般市民を巻き込んだ無差別テロ事件も発生しており、イスラム過激派組織のみならず、極右や極左勢力の動向にも注意を払わなければなりません。

新聞・テレビ等の報道で国際情勢に注意を払い、世界各地でのテロの発生状況のほか民族、宗教等の問題で対立する国、「アラブの春」のような民主化運動の動きのある国等を把握しておき、ルーマニアにテロの対象となり得る国や紛争当事国などの権益、団体の事務所があるのなら、そのような場所には近づかないといった用心深さも必要です。

国外に出張等に行かれる場合でも、訪問国の治安情報を入手することをお勧めします。

また、外務省より退避勧告・渡航延期が出されている国、地域への渡航は基本的には取りやめることが自分自身の生命を守ることになるとの認識をお持ち下さい。

2 兆候の発見

普段とは違う何かを感じ取った時は要注意です。誘拐、テロ等の兆候かも知れません。テロリスト等はターゲットを選択する場合に複数の候補者の中から数か月といった期

間をかけ、通勤・通学等の経路、行動パターンを観察してその人物に関する情報を集め、テロの実現可能性の高い対象者を選定し、攻撃場所、時間を設定するといわれています。尾行や張り込み等を長期間行っていれば、こちらが何らかの兆候を感じ取れる可能性があります。

それを発見するために職場や家庭の周辺、移動中などに少しでも普段と違う点（見慣れない人物が乗った車両が自宅等周辺に駐車している、徒歩又は車両で移動中に後方から同一人物や同一車両が付いてきている）等がないか注意を怠らないことが重要です。

3 行動をパターン化させない

兆候を感じ取ることは難しいことですが、平素の行動（通勤・通学・買物等）の経路、時間を一定させないことは比較的容易ですので是非実行して下さい。

4 爆弾テロ対策

世界の多くの国で爆弾テロの発生が認められる中、ルーマニアではほとんど爆弾テロは発生しておりませんが、2013年7月ヤシ市の大学構内で手製爆弾爆破未遂事件が発生しております。

また、同8月には爆弾製造知識を有するチュニジア人が、11月には爆弾製造と自爆テロ実施の技術を有しているアフガニスタン人4名がそれぞれルーマニア国内でイスラム過激主義のプロパガンタを行っていた等の理由で国外追放、並びに入国禁止措置の指定を受けたとの報道がなされています。

こうした状況のほか昨今の国際情勢から、爆弾テロ事件はいつ、どこで発生してもおかしくないことを認識する必要があります。

- 常に、住居（事務所）内外の整理整頓に心掛け、目の届かない場所は見回りをし、爆弾を設置されにくく、また、すぐ不審物を発見できるようにする。
- 不審物を発見した場合は、爆発物である可能性を念頭に、不審物件に「触れない」、「踏まない」、「蹴飛ばさない」ことを肝に銘じ、警察に通報し避難して下さい。
- 平素から避難方法の確認や訓練を行っておくことも必要です。また、不審物発見時等、緊急時の連絡先（下記Ⅵ参照）を直ちに確認できるよう工夫しておくことも必要です。

5 その他

外務省では、邦人旅行者や海外へ進出する日本人・企業の方々に対するテロ・誘拐対策等の資料を海外安全ホームページ(www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html)に掲載するなど、各種安全対策に必要な情報を提供しておりますので、こちらの情報も是非ご活用ください。

V 野犬対策

1 野犬被害

ルーマニア国立感染症研究所の統計によれば、2012年にブカレスト市だけで約1万6千件（同前年比約3千件増加）の野犬被害が報告されており、2013年には邦人の被害も確認されています。

咬傷からの出血多量による死亡例は毎年確認され、2006年にはブカレスト市中心部で邦人男性が野犬に咬まれ出血多量の結果亡くなるという不幸な事件が発生しています。

2013年9月には4歳の少年が野犬に咬まれ死亡し、この事故を受け野犬問題が大きな社会問題へと発展して、その後速やかに野犬の安楽死を可能とする法案が可決されるなど、野犬対策に進展が見られています。

しかし、ブカレスト市当局によるとブカレスト市内で約6万5千頭に及び野犬がいるとされており、対策が進んだとしても、野犬が一掃されるまでには相当の期間が必要と判断されるため、当分の間、日常生活の中で十分な注意が必要です。

2 対応策

- (1) 野犬には近づかず、また、刺激しない。
- (2) 野犬に咬まれたら、狂犬病の可能性も考慮し直ちに医療機関で診察を受ける。
- (3) 咬まれた部位は石けんを使って数回丁寧に洗浄する（出血がひどい場合は緊急医療機関への連絡とともに、出血部位をハンカチ等で強く圧迫するなどの対策措置をお取りください）。

VI 緊急連絡先

1 緊急電話

(1) 警察：112

(2) 消防：112

(3) 救急車：112

(4) 救急病院

- Spital Sanador（サナドール病院）
021-9699（コールセンター）
- Spitalul Clinic de Urgenta Floreasca（フロレアスカ救急病院）
021-599-2300, 021-599-2308, 021-9622（救急専用）
- Spitalul Euroclinic（ユーロクリニック）
021-9268（コールセンター）
- Spitalul de Copii Grigore Alexandrescu（グレゴリ・アレクサンドレスク小児病院） 021-316-9366, 021-316-9372
- Spitalul Clinic de Urgenta pentru Copii “M.S.Curie”（マリー・キュリー小児救急病院） 021-460-4260

(5) 狂犬病ワクチン接種医療施設

Institutul Național de Boli Infectioase “Prof. Dr. Matei bals”（マテイ・バルシュ国立感染症研究所） 021-201-0980

(6) 通訳者《ルーマニア法務省認定通訳》

Emil POP	(021) 3 2 1 - 3 9 8 7、	0 7 2 3 - 6 0 7 - 5 6 7
Florin POPESCU		0 7 2 9 - 9 5 9 - 0 9 9
Ruxandra RAIANU	(021) 2 3 1 - 1 6 8 1、	0 7 2 2 - 4 9 8 - 8 8 4
Adrian IVANA		0 7 7 2 - 0 7 8 - 9 4 2
Madalina MANOLE		0 7 7 1 - 2 5 5 - 7 2 4
Simona MICLOS	(021) 2 2 2 - 2 1 5 2、	0 7 2 2 - 7 0 0 - 5 6 7
Ligia JIDIUC		0 7 2 2 - 6 7 7 - 8 4 9
Mac&Ali Translations	(021) 3 1 0 - 5 3 5 4、	0 7 4 6 - 2 6 6 - 3 2 5

(7) 内務省外国人局《滞在許可》

全ての日本人（ルーマニア人配偶者を有する日本人も含む。）

- ・ 名称
Serviciul pentru cetateni state terte Bucuresti
- ・ 所在地
Str. Eforie nr. 3-5, corp A, parter, Bucuresti, sector 5
- ・ 電話
0 2 1 - 3 1 0 - 1 3 2 4（FAX：0 2 1 - 3 1 1 - 1 8 2 7）
なお、ブカレスト以外：各県の県庁所在地に上記事務所の地方支部があります。
- ・ 事務取扱日・時間帯
月・火・木：8：30～13：30 水：12：30～18：30

○ 申請の際には、申請者本人が必ず行く必要があります（生体認証情報の提供）。

事前に、申請に必要な書類の確認と手数料の確認をして下さい。

申請の際は、申請者本人が窓口へ赴き必要書類を提出し、生体認証の情報（顔画像と両人差し指の指紋画像）提供及び署名を行い、同申請を受理してもらいます。

この生体認証の情報の提供は、2011年9月にルーマニアの移民法が改正されたことにより義務化されたものです。

○ 滞在許可の種類によって手数料が異なりますが、CECという銀行で支払いを行います（CEC銀行であればどの支店でも支払いが可能です）。手数料を支払い受領した領収書は、必要書類となりますので他の必要書類と共に窓口へ提出してください。

○ 滞在許可の延長・更新のための申請書の記入や手続きについては、言葉の問題等ありますのでルーマニア人の知人（同僚、メイド、運転手等）と一緒にすることをお勧めします。

2 在ルーマニア日本国大使館

開館時間：8：30～12：30，13：30～17：15（土、日、祝祭日は閉館）

※ 領事窓口受付時間：9：00～12：30，13：30～16：30

電話：(021) 3 1 9 - 1 8 9 0～1

夜間17:15～翌8:30，及び土、日、祝祭日は留守番電話

FAX：(021) 3 1 9 - 1 8 9 5～6

3 ラジオ・無線機

当大使館には大規模自然災害発生時等の対策用として、FMラジオ放送機及び短距離

無線機を設置しています。

F Mラジオや短距離無線機をお持ちの方におかれては、周波数を合わせるにより緊急時に同ラジオで当館からのお知らせを聞いたり、ネットワーク内での通話をしたりすることが可能となりますので、緊急時に使用することを計画している周波数をそれぞれご案内します。

(1) F Mラジオの周波数

95.10 (急行ひとます) 95.10 MHz

※ 周波数の覚え方：急行ひとます！

F Mラジオ放送機で大使館から発出する電波は、当館から約13km離れているヘンリ・コアンダ国際空港（オトペニ空港）でも鮮明に聞き取ることができますが、最長で当館から20km圏内を受信の限度と想定しています。

自家用車のラジオやF M放送を受信出来る携帯電話機に予め周波数を登録しておくことも緊急時に有効です。

(2) 短距離無線機の周波数

	受信		送信		優先順位	備考
	周波数[MHz]	T[Hz]	周波数[MHz]	T[Hz]		
CH 7	450.2750	151.4	450.2750	151.4	2	直接波
CH 8	450.2500	151.4	450.2500	151.4	3	直接波
CH 9	455.1000	151.4	450.1000	151.4	1	中継機

緊急時には通常9チャンネルとして設定している周波数を使用し、9チャンネルに通信障害がある場合は、7チャンネルの周波数を使用します。

皆様が設定する場合は必ずしも9チャンネルや7チャンネルとして設定する必要はありません。

最長で当館(基地局)から4km圏内での双方向通話を通信の限度と想定していますが、同圏内でもビルや住宅密集地等の障害物が多い場所では通信が困難な場合もあります。

(3) 短波ラジオの周波数

緊急事態発生時の通信手段として短波ラジオを通じた情報入手（NHKラジオ国際放送「NHKワールドラジオ日本」でのニュースや海外安全情報）も有益です。

なお、「NHKワールドラジオ日本」の当地での周波数や放送時間帯については時期により変更されるため、詳細は同ホームページをご覧ください。

4 ブカレスト市内のその他

(1) 電話番号案内 118-932（ルーマニア国内の登録済電話番号が対象です。）

(2) フライト案内：(021) 201-4000, (021) 204-1000
(ヘンリ・コアンダ国際空港) ※ ホームページ www.otp-airport.ro

(3) タクシー：021-9444 (MERIDIAN), 021-9451 (COBALCESCU)
021-9425 (LEONE), 021-9477 (SPEED)

5 日本国内カード会社盗難連絡先（24時間無休）

以下に記載されている各社の電話番号に直接電話をする方法のほか、ロムテレコムの電話機から、「KDDI」080-803-0081（ジャパン・ダイレクト、日本語オペレーター対応）を経由したコレクトコールにより、盗難手配に限り、料金無料で連絡することが可能です。

なお、各カード会社の連絡先電話番号が不明であったとしても「KDDI」のオペレーターが全てのカード会社の連絡先電話番号を把握しているとのことで、直接ご相談して下さい。

これら番号はカード会社により時折変更されますので、インターネットが利用できる方はインターネットで電話番号等事前に確認されることをお勧めします。

- ◎ AMEX (+44) 20-8840-6461 (コレクトコール)
- ◎ Diners Club (045) 523-1196 (コレクトコール)
- ◎ JCB (0422) 40-8122 (コレクトコール)
- ◎ 三井住友VISA (03) 5392-7314 (コレクトコール)
- ◎ 三菱UFJニコス (03) 3514-4091 (コレクトコール)
※ (旧)日本信販も含まれます。
- ◎ DC (03) 3770-1818 (コレクトコール)
- ◎ UC (03) 5996-9130 (コレクトコール)
- ◎ セゾン (03) 5992-8300 (コレクトコール)
- ◎ 三菱東京UFJ (03) 3770-1818 (コレクトコール)
※ DCカードと同じです。

Ⅶ 緊急事態への備えと対処要領

ルーマニアに滞在される皆様が緊急事態に直面した際に的確かつ迅速に対処できるよう平素並びに緊急時の心構えについてとりまとめました。

ルーマニアは地震国であり、これまでに大きな地震が度々発生しその再現周期は30年程度とも言われています。1977年3月に死者約1,600人にも達する大地震（マグニチュード7.2）が発生しており、この地震から35年以上が経過していることを考えれば、当地でいつこのような大地震が発生してもおかしくありません。

こうした自然災害やテロ、大規模事故などの緊急事態はいつ、どこで、どのような形で起こるか予想がつかないため、日頃から緊急事態に備えた心構えをご家族、職場で話し合い、必要な準備を進めておくことが重要です。

1 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届の提出

(ア) 大使館は緊急事態発生時、「在留届」をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認し電話やメール、FAX等を通じて安否確認や救護を行うため、皆様の身を守

るためにも在留届の提出を励行してください。

(イ) また、引越しや転勤、電話番号等に変更があった場合には速やかに当館領事班までご連絡ください。

イ 連絡方法の確認、通信手段の確保

(ア) 緊急事態はいつ起きるとも限りませんので、緊急時に備え家族間、企業内での緊急連絡方法について日頃から決めておき、適宜連絡方法を確認してください。

(イ) 緊急事態発生の際には、大使館からメール・電話等で必要な連絡を行いますが、電話回線等が使用できなくなる場合には、FM放送により必要な連絡を行うことができますので放送が受信可能なラジオを準備しておいてください。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

ア 一時避難場所の検討

緊急事態が発生した場合の避難場所について、常日頃から頭に入れておき、自分がどこにいるのか（職場、学校、自宅、通勤途中など）、どのような事態に巻き込まれそうかを想定し、一時避難場所を検討しておいてください。

イ 緊急時避難先

緊急事態発生時、状況により大使館から緊急避難先を指定し避難をお願いすることが想定されます。避難先はあらかじめ特定できませんが、大使館の場所だけは確認し、大使館までの経路について様々な事態の発生を考え、複数の道順を検討しておいてください。

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

旅券、現金等最低限必要なものは直ちに持ち出せるよう準備するとともに、非常用食料、飲料水、医薬品等も10日分程度準備しておいてください。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、大使館では邦人保護に万全を期するため、必要な情報をホームページに掲載したり、在留届に記載のメールアドレス宛て送信します。在留邦人の皆様は流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないようご注意ください。

(2) 情報の把握

緊急事態発生の際には、テレビ、ラジオなどの報道内容、また、大使館ホームページの安全情報や外務省の海外安全ホームページの渡航情報等により正確な情報を把握するよう各自心がけてください。

(3) 家族等の安否確認、並びに大使館への通報等

ア 緊急事態の発生により人の生命、身体、及び財産に被害が及び、若しくは及びおそれがある場合には家族や企業内の邦人の安否確認が重要となってきます。万一、家族等の安否が確認できない場合や現場の状況から大使館に通報すべきと判断される事態が発生した場合には、電話等により大使館へ通報しておくことが重要です。

イ 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることが必要となります。大使館から在留邦人の方々にも種々の助力をお願いすることもございますのでよろしくご協力ください。

(4) 国外への退避

ア 事態が悪化し各自又は会社等の判断により、あるいは当大使館の勧奨により自発的に帰国、若しくは第三国へ退避する場合は、その旨を可能な限り当大使館に連絡してください。また、退避後は最寄りの日本大使館等在外公館に無事脱出した事実を連絡してください。（状況により大使館等への連絡が困難である場合は、日本の外務省（電話（代表）+81-3-3580-3311）へ連絡をお願いします。）

イ 「退避勧告」が出された場合、一般商業便が運行している間にはそれを使って可能な限り早急に国外へ退避してください。一般商業便の運行がなくなった場合、あるいは満席で取れない場合等には臨時便の利用、あるいはチャーター便の手配により、更に状況によっては陸路、海上のルートを利用して退避することが必要になってくることもあり得るので、当大使館の指示に従うようにしてください。

ウ 事態が切迫した場合には、当大使館から退避又は避難のための集結を指示し緊急避難先を指定することとなりますので、当館の指示に従ってください。その際、しばらくの間、同避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば非常用物資を持参するようお願いいたします。他方、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にするようお願いいたします。

3 緊急事態に備えてのチェックリスト

□ 旅券

- ① 旅券については、6か月以上の残存有効期間があることを常に確認しておいてください（6か月以下の場合には在留先の在外公館に対して旅券切替発給を申請してください）。
- ② 旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。特に下段に血液型（blood type）につき記入しておくことが有用です。
- ③ 旅券と併せ、滞在国の外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。なお、出国や再入国に係る許可は常に有効な状態としておくことが必要です。

□ 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらのものも緊急時には旅券とともにすぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

□ 自動車等の整備

- ① 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。
- ② 燃料は十分入れておくようしてください。
- ③ 車内には、懐中電灯、地図、ティッシュ等を常備してください。
- ④ なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

□ 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記旅券等のほか次の携行品を常備し、すぐ持ち出せるようにしてください。なお、退避時の飛行機内への持ち込み制限も考慮し、携行品は20kg程度にまとめておくことをお勧めします（自衛隊機等を含め、機種によっては搭乗前に10kg程度にまとめることを求められる場合もあります）。

□ 衣類・着替え

長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。また、所在国・地域や季節に応じ防寒着または毛布類を持参することが望ましい。

□ 履き物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）

□ 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸等）

□ 非常用食料等

しばらく自宅待機となる場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難のため自宅から他の場所へ避難する際には、この中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを携行するようにしてください（3日分程度以上）。

□ 医薬品

家庭用常備薬のほか常用薬（必要に応じて医師の薬剤証明書（英文）も用意）、救急キット（外傷薬、消毒薬、衛生綿、包帯、絆創膏など）、マスク等。

□ ラジオ

FM放送やNHK国際放送を通じ、安全情報を伝達する場合があります。FM放送受信可能で、NHK海外放送（ラジオ・ジャパン）、BBC（British Broadcasting Corporation）、VOA（Voice of America）等の短波放送が受信可能な電池使用のラジオ受信機が理想的（電池の予備も忘れないようにしてください。）

□ その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）等

VIII 緊急時のルーマニア語

- 「助けて！」＝アジュトール（Ajutor）
- 「泥棒！」＝ホツター（Hotul）

- 「警察」＝ポリツィア (Politia)
- 「警察を呼んでくれ！」＝ケマツィ・ポリツィア (Chemati politia)
- 「病院」＝スピタル (Spital)
- 「救急車を呼んでくれ！」＝ケマツィ・サルバーレア (Chemati salvarea)
- 「気分が悪いのです。」＝ミィエ・ラウ (Mi-e rau)
- 「消防車を呼んでくれ！」＝ケマツィ・ポンピエリ (Chemati Pompierii)
※ 日本語の「火事だ」に相当する端的な言葉はありません。
- 「誰か英語を話す人はいますか？」
＝エステ・チネヴァ・カレ・ヴォルベシュテ・エングレザ
(Este cineva care vorbeste engleza?)
- 「はい／いいえ」＝ダー／ヌー (Da／Nu)
- 「日本大使館はどこですか。」＝ウンデ・エステ・アンバサーダ・ジャポニエイ
(Unde este Ambasada Japoniei?)
- 「日本大使館へ電話して。」＝スナツィ・ラ・アンバサーダ・ジャポニエイ
(Sunati la Ambasada Japoniei)